

第103回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日 ▶ 2022年3月31日

開催
日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸ビル8階 丸ビル
コンファレンススクエア Room 4

議決権行使期限：

2022年6月23日（木曜日）午後6時まで

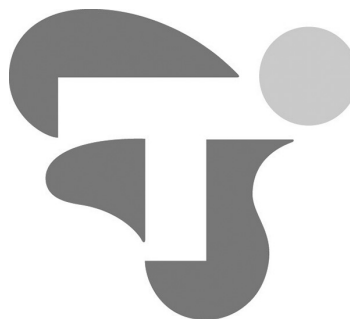
ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大がまだ予断を許さない状況にあります。
多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。感染
回避のため当日のご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、本総会における感染予防の対応に関する詳細は、別紙「新型コ
ロウイルスの感染拡大による「第103回定時株主総会」ご来場自粛検討の
お願い」をご覧ください。

株式会社ツカモトコーポレーション

証券コード：8025



目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役7名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	

(添付書類)	
事業報告	20
連結計算書類	40
計算書類	46

経営理念

当社グループは、経営姿勢を明確にするため、
“社訓” 及び “私たちの信条 (Credo)” で構成される
経営理念を定めております。

社訓

道義を重んじる

共存同栄を旨とする

自立し協力する

私たちの信条 (Credo)

ツカモトグループは、
培った商人魂と
フロンティア精神のもと、
美しさと快適を求める生活者に応え、
和文化の継承と
流通革新の進展のため、
前進する。



美しい生活がいい。
Amenity & Beauty Company

(証券コード 8025)
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号
株式会社ツカモトコーポレーション
代表取締役社長 百 瀬 二 郎

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、適切な感染予防を実施させていただいたうえで、開催することといたしました。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、株主のみなさまにおかれましては、本定時株主総会当日のご来場を見合わせのうえ、お手数ながら、6頁からの株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日(木曜日)午後6時までに、4頁、5頁に記載の「郵送又は電磁的方法(インターネット)」いずれかの方法により、事前の議決権行使にご協力いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)

2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸ビル8階
丸ビル コンファレンススクエア Room 4

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

- (1)第103期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2)第103期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

※ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申しあげます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tsukamoto.co.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tsukamoto.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。6頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様



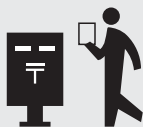
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本冊子「第103回 定時株主総会 招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2022年6月24日(金曜日) 午前10時

当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席いただけない場合は、郵送または電磁的方法（インターネット）により、議決権をご行使いただけます。

● 郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2022年6月23日(木曜日) 午後6時必着

● 電磁的方法(インターネット)による議決権の行使



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日(木曜日) 午後6時まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**になりました！

ご注意事項

- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネットを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

議決権行使期限

2022年6月23日(木曜日) 午後6時まで

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使サイトへアクセス

1 「次の画面へ」をクリック

2. ログインする

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

3. メニューから議決権行使を選択

4 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力

5 「送信」をクリック

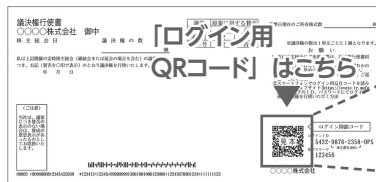
以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る



議決権行使書副票(右側)

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ

3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

システムに関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

☎0120-173-027

受付時間 午前9時～午後9時(通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する適切な利益還元を経営の重要課題と位置づけております。当期の期末配当につきましては、今後の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保にも配慮したうえで、当期業績の傾向及び今後の事業環境見通しを考慮し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 30円
配当総額 120,017,190円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 目的事項の変更

当社は、今後の事業範囲の拡充及び多様化する新分野への展開を見据え、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加変更するものであります。（変更案第2条）

(2) 会社法改正による変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。（変更案第17条）

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
（目 的）	（目 的）
第2条 当社は、次の事業およびこれに関連する業務を営むこと、並びに、次の事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理することを目的とする。	第2条 （現行どおり）
（1）①～⑦（条文省略）	（1）①～⑦（現行どおり）
（2）下記物品に関する販売、賃貸および輸出入	（2）下記物品に関する製造、 <u>販売</u> 、賃貸、修理および輸出入
①～⑩（条文省略）	①～⑩（現行どおり）
<新設>	<u>⑪ 食品、清涼飲料水、酒類、菓子</u>
（3）～（25）（条文省略）	（3）～（25）（現行どおり）
2. ～4.（条文省略）	2. ～4.（現行どおり）
第3条～第16条（条文省略）	第3条～第16条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	<削除>
<p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>
<新設>	(電子提供措置等)
<新設>	<p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>
<新設>	<p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
第18条～第36条 (条文省略)	第18条～第36条 (現行どおり)
<新設>	附則
<新設>	(電子提供措置等に関する経過措置)
<新設>	<p>1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p>
<新設>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p>
<新設>	<p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員(6名)は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	取締役候補者	現在の当社における地位及び担当	2021年度 取締役会出席率 (出席状況)
1	もも せ 瀬 に ろう 二郎 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長 営業本部長	100% (14回中14回出席)
2	た なか ふみ と 田 中 文 人 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役専務取締役 本部長兼賃貸事業担当	100% (14回中14回出席)
3	にし むら たかし 西 村 隆 <input type="checkbox"/> 再任	常務取締役 営業副本部長 兼商事事業本部長	100% (14回中14回出席)
4	さい かわ とし あき 齋 川 敏 明 <input type="checkbox"/> 再任	常務取締役 新規担当 兼エイム事業本部長	100% (14回中14回出席)
5	おお とも じゅん 大 友 純 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役	100% (14回中14回出席)
6	た なか とし かず 田 中 利 和 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役	100% (14回中14回出席)
7	まき やま ひで と 時 山 秀 人 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	—	—

(注) 1. 2021年度において、取締役会につきましては、14回開催しております。

2. 当社の「社外役員の独立性判断基準」はインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.tsukamoto.co.jp/ir/governance/pdf/3syagaiyakuin.pdf>)に掲載しております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> もも せ に ろう 百 瀬 二 郎 (1958年9月7日生)	1981年4月 当社入社 2015年6月 当社取締役 兼ツカモトユーエス(株)代表取締役社長 2016年4月 当社取締役 上席執行役員(洋装事業担当) 兼ツカモトユーエス(株)代表取締役社長 2017年4月 当社取締役 常務執行役員 兼営業副本部長(洋装事業担当) 2018年4月 当社取締役 上席常務執行役員 兼営業本部長(ライフスタイル事業担当) 2019年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員兼営業本部長 2021年4月 当社代表取締役社長営業本部長 (現任) <取締役候補者とした理由> 2019年4月より代表取締役社長として当社の経営全体を指揮しており、営業本部長として営業部門を統括しております。会社業務全般にわたる深い見識を有しており、企業経営に関する豊富な知見と能力が当社の経営に欠かせない人材と判断し、引き続き取締役の候補者といたしました。	13,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>た なか ふみ と</small> 田 中 文 人 (1964年4月20日生)	1990年4月 当社入社 2018年6月 当社取締役 上席執行役員兼本部担当 2019年4月 当社取締役 常務執行役員兼本部担当 2020年4月 当社代表取締役 常務執行役員兼本部統括 2021年4月 当社代表取締役専務取締役 本部長兼賃貸事業担当（現任） <取締役候補者とした理由> 主に本部業務である人事・労務・経理部門に携わり、2018年6月取締役に選任、2020年4月代表取締役に就任いたしました。2021年4月より代表取締役専務取締役として本部を統括し、当社の経営全体を担っております。豊富な経験を積んでおり、高い専門的知見と深い見識を有していることから、当社の経営に欠かせない人材と判断し、引き続き取締役の候補者といいたしました。	8,840株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> にし むら たかし 西 村 隆 (1968年12月26日生)	1992年 4月 当社入社 2018年 6月 当社取締役 上席執行役員 兼ツカモトユーエス(株)代表取締役社長 (洋装事業担当) 2018年 7月 当社取締役 上席執行役員 兼ツカモトユーエス(株)代表取締役社長 兼ツカモトアパレル(株)代表取締役社長 (洋装事業担当) 2019年 4月 当社取締役 上席執行役員 兼ファッション事業本部長 兼ユニフォーム事業部長 2020年 4月 当社取締役常務執行役員 兼営業副本部長 兼ファッション事業本部長 2021年 4月 当社常務取締役 兼営業副本部長(洋装事業担当) 2022年 4月 当社常務取締役 営業副本部長 兼商事事業本部長 (現任) <取締役候補者とした理由> 2018年6月取締役に選任、2021年4月より常務取締役に 就任しております。本年4月より商事事業本部長として商事 事業全体を統括すると共に、引き続き営業副本部長として会 社全体の営業部門を担っております。主に営業部門の業務に 携わり、幅広い経験と深い知見を有しており、当社の経営に 欠かせない人材と判断し、引き続き取締役の候補者といたし ました。	6,480株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>さい かわ とし あき</small> 齋 川 敏 明 (1967年7月19日生)	1991年4月 当社入社 2019年6月 当社取締役 上席執行役員 兼エイム事業部長 2021年4月 当社常務取締役兼エイム事業部長 (ライフスタイル事業担当) (新規事業準備室担当) 2022年4月 当社常務取締役 新規担当 兼エイム事業本部長 (現任) <取締役候補者とした理由> 2019年6月取締役に選任、2021年4月より常務取締役に 就任しております。本年4月よりエイム事業本部長として、 エイム事業、新規事業全体を統括しております。主に営業部 門の業務に携わり豊富な経験、経営に関する深い見識を有し ております。当社の経営に欠かせない人材と判断し、引き続 き取締役の候補者といいたしました。	6,380株
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> <small>おお とも じゅん</small> 大 友 純 (1951年6月28日生)	2000年4月 明治大学商学部教授 2004年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス 研究科兼任教授 2012年4月 明治大学リバティアカデミー長 2015年6月 当社取締役(現任) 2019年4月 明治大学リバティアカデミー講師 (現任) 2022年6月 明治大学名誉教授 (現任) (重要な兼職の状況) 明治大学名誉教授 明治大学リバティアカデミー講師 <社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 2015年6月より社外取締役に選任いただいております。マ ーケティング論を専門とした大学教授として培われた幅広い 知識と深い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き 続き社外取締役の候補者といいたしました。選任後はその専門 的な知見の観点から経営全般の監督機能強化にもご尽力いた だくことを期待します。	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> 再任 社外 独立 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> た なか とし かず </div> <p>田 中 利 和 (1960年2月20日生)</p>	<p>1998年 2月 いちはら病院整形外科部長 2004年 6月 Mayo Clinic Orthopedics Biomechanics Laboratory Research Fellow 2011年 4月 キッコーマン総合病院副院長 整形外科部長 2019年 6月 当社取締役(現任) 2020年 3月 柏Handクリニック院長、医学博士(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 柏Handクリニック院長</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 2019年6月より社外取締役に選任いただいております。医学博士及び病院長として、特に整形外科分野における専門的知見を有し、人格、見識にも優れております。また当社の健康・環境分野での取扱商品への造詣も深く、今後の新事業・新製品開発においても有益な助言・提言をいただけることと期待し、引き続き社外取締役の候補者といたしました。選任後はその専門的見識を当社の経営全般の監督強化に活かしていただけることも期待しております。</p>	400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div> <p>まぎ やま ひで と 蒔 山 秀 人 (1959年8月22日生)</p>	<p>1982年 4月 塚本商事株式会社（現当社）入社 (1987年3月退社)</p> <p>1987年 5月 東急リロケーション株式会社（現 東急リゾート&ステイ株式会社）入社</p> <p>2009年 4月 東急ステイサービス株式会社（現 東急リゾート&ステイ株式会社）取締役社長</p> <p>2010年 4月 東急リロケーション株式会社 取締役常務執行役員</p> <p>2015年 4月 東急住宅リース株式会社 取締役常務執行役員（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 東急住宅リース株式会社取締役常務執行役員</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 蒔山秀人氏は、不動産業界において長きにわたり会社経営に携わっており、企業経営に関する豊富な実績、見識を有しております。その経験を当社グループの経営に反映していただくため新任の社外取締役の候補といたしました。選任後は、経営全般に関しての助言や監督を適切に行っていただけるものと期待しております。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、各取締役は保険料の10%を負担しております。
 候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 大友純氏、田中利和氏及び蒔山秀人氏は、社外取締役候補者であります。
4. 蒔山秀人氏は2022年6月東急住宅リース株式会社取締役常務執行役員を退任予定です。
5. 蒔山秀人氏は、1982年4月より1987年3月まで当社の業務執行者でありました。
6. 社外取締役候補者に関する事項
 (1)社外取締役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役候補者大友純氏及び田中利和氏との間で、責任限定契約を締結し

ております。両氏の再任をご承認いただいた場合は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、蒔山秀人氏の選任をご承認いただいた場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- (2)① 大友純氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、マーケティング論を専門とする深い見識を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。
- ② 田中利和氏は、総合病院の副院長、クリニック院長として企業経営に関与しております。また、整形外科医としての専門知識と能力及び深い見識と豊富な経験を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。
- ③ 蒔山秀人氏は、不動産業界において取締役を務め長年企業経営に携わっております。経営者としての実績、見識を当社グループの経営に反映し、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。
- (3)社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、大友純氏は7年となり、田中利和氏は3年となります。
- (4)当社は、大友純氏及び田中利和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、蒔山秀人氏の選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役下道敏実氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

監 査 役 候 補 者	現在の当社における地位	2021年度 取締役会、監査役会 出席率(出席状況)
^{した} ^{みち} ^{とし} ^み 下 道 敏 実 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外監査役	取締役会 100% (14回中14回出席) 監査役会 100% (12回中12回出席)

(注) 1. 2021年度において、取締役会につきましては14回、監査役会につきましては12回開催しております。

2. 当社の「社外役員の独立性判断基準」はインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.tsukamoto.co.jp/ir/governance/pdf/3syagaiyakuin.pdf>)に掲載しております。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 ^{した} ^{みち} ^{とし} ^み 下 道 敏 実 (1958年12月16日生)	1993年 5月 税理士登録 2003年 2月 株式会社中央会計事務所取締役 2011年 2月 株式会社中央会計事務所代表取締役 2014年10月 税理士法人中央会計事務所設立・代表社員(現任) 2018年 6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人中央会計事務所代表社員 <社外監査役候補者とした理由> 下道敏実氏は、税理士として十分な専門知識と能力を有しており、その豊富な知識と経験を積まれた税務会計的観点から、監査役として十分に監査、監督機能を発揮していただけると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。選任後は、税理士としての専門的な知見を活かし、主に会計の面から経営全般の監督機能強化のため尽力いただけることを期待しています。	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。監査役は保険料の10%を負担しております。
候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 下道敏実氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する事項
- (1) 社外監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役候補者下道敏実氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任をご承認いただいた場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- (2) 当社は、下道敏実氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- (3) 下道敏実氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年となります。

ご参考

スキルマトリックス

氏名	地位	専門的経験分野・貢献期待分野						経営諮問委員会	役割・資格等
		企業経営	マーケティング 営業	財務 会計	ガバナンス リスク管理	国際性	人事 法務		
百瀬二郎	代表取締役 社長	○	○		○		○		営業本部長
田中文人	代表取締役 専務取締役	○		○	○		○		本部長
西村 隆	常務取締役	○	○			○			営業副本部長 商事事業本部長
齋川敏明	常務取締役	○	○			○			新規担当 エイム事業本部長
大友 純	社外取締役		○		○			◆	明治大学名誉教授 明治大学リバティ アカデミー講師
田中利和	社外取締役	○				○		◇	柏Hand クリニック院長 医学博士
蒔山秀人	社外取締役	○	○					◇	東急住宅リース 株式会社 取締役
小野田克巳	常勤監査役		○		○				
下道敏実	社外監査役	○		○				◇	税理士法人 中央会計事務所 代表社員 税理士
西郷正実	社外監査役				○	○		◇	警察職員生活 協同組合監事

◆＝経営諮問委員会委員長

◇＝経営諮問委員会委員

以上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増減を繰り返し、経済及び社会はその影響を受け不安定な推移となりました。当連結会計年度の上期においてはワクチン接種の進行による感染者数の減少に加えて感染防止対策が行き渡ったこともあり、昨年9月末の緊急事態宣言の全面解除以降は、消費環境が回復基調に転じつつありましたが、下期においてはオミクロン株の感染が急拡大したことなどから地方自治体はまん延防止等重点措置を講じたことで、再び急速に経済が悪化いたしました。

このような環境下にあつて当社グループは、和装事業におきましては、以下に記載の「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用等により売上減となりました。洋装事業におきましては、衛生商品の受注獲得が減少したことに加え、ASEANでの生産遅延の影響もあり大幅な売上減となりました。ホームファニッシング事業におきましては、緊急事態宣言の発令及びまん延防止等重点措置の適用により、大型商業施設に対する休業や時短営業の再要請はあったものの前年ほどの影響は受けず大幅な売上増となりました。

厳しい経営環境下ではありますが、当社グループにおきましては、2021年度は2019-2021年度を計画期間とする中期経営計画「START UP! NEW TSUKAMOTO -これからの新しいツカモト-」の最終年度にあたり、効率経営の推進と経営資源の有効活用による生産性の向上を図り、経営基盤の強化を進めると共に、社内の業務改革、意識改革、風土改革を推進し、活力のある集団として働きがいのある会社となつて、企業価値の向上につなげてまいりました。引き続き業務の効率化、在庫の効率化を図ることで全営業部門の黒字化の達成を目指すと共に、モノを製造するだけでなく、そこから生まれるサービスをどう広げられるかを追求し、改革を実行することで、ツカモトグループならではの付加価値の高い事業を開発してまいります。

なお、収益認識会計基準等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績等に関する説明において前期の実績値に対する増減率は記載しておりません。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は156億5千8百万円(前連結会計年度は178億4千9百万円)、営業利益は2億2千9百万円(前連結会計年度は営業利益1億8千8百万円)、経常利益は3億円(前連結会計年度は経常利益2億6千4百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は3億2千9百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益1億4千6百万円)となりました。

セグメントの状況は以下のとおりです。

(和装事業)

ツカモト市田株式会社における和装事業につきましては、収益認識会計基準等の適用により売上減となりましたが、利益率の改善及び経費削減の効果もあり損益は改善しました。

以上の結果、当事業分野の売上高は12億8千3百万円（前連結会計年度は18億6千6百万円）、セグメント損失（営業損失）は1億9千2百万円（前連結会計年度はセグメント損失2億7千7百万円）となりました。

(洋装事業)

メンズ事業、レディス・OEM事業につきましては、アパレルの店頭販売不振の影響により、受注額が減少して減収となりました。

ユニフォーム事業につきましては、前年と比較しまして衛生商品の受注が大幅に減少したことに加えて、コロナ禍の影響による既存顧客の買い控え、新規案件の減少により大幅な減収となりましたが、利益率の改善及び経費の削減により、損益に関しましては前年並みに推移しました。

以上の結果、当事業分野の売上高は56億8千9百万円（前連結会計年度は76億2千5百万円）、セグメント利益（営業利益）は6千3百万円（前連結会計年度はセグメント利益6千3百万円）となりました。

(ホームファニッシング事業)

ホームファニッシング事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増減を繰り返し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたことによる外出自粛や一部施設での営業時間短縮の影響はありましたが、感染者数が減少に転じてからは店頭販売が好調に推移し、売上増となり損益も改善し黒字となりました。

以上の結果、当事業分野の売上高は39億8千7百万円（前連結会計年度は34億9千4百万円）、セグメント利益（営業利益）は3千6百万円（前連結会計年度はセグメント損失4千8百万円）となりました。

(健康・生活事業)

健康・生活事業につきましては、巣ごもり需要が減速するも、取り扱いアイテムを増やしたことで通信販売は好調を維持しました。しかし、加湿器や衛生商品の店頭販売が不振に終わったことに加えて、新規事業への投資により経費が増加したため減収減益となりました。

以上の結果、当事業分野の売上高は38億2千7百万円（前連結会計年度は39億4千3百万円）、セグメント利益（営業利益）は5百万円（前連結会計年度はセグメント利益4千9百万円）となりました。

(建物の賃貸業)

建物の賃貸業につきましては、一部に空きテナントが発生し減収減益となりました。

以上の結果、当事業分野の売上高は9億6千3百万円（前連結会計年度は10億4千3百万円）、セグメント利益（営業利益）は5億6千4百万円（前連結会計年度はセグメント利益6億1千2百万円）となりました。

(2)資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額1億5千3百万円であります。

設備投資の主なものは、ホームファニシング事業におきまして、東京ミッドタウン日比谷(東京都)、アミュプラザくまもと（熊本県）に新規出店したことによるものであります。

なお、重要な設備の売却、撤去等はありません。

(3)企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第100期	第101期	第102期	第103期(当期)
		(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売 上 高(百万円)		19,326	17,797	17,849	15,658
経 常 利 益(百万円)		343	280	264	300
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)		185	441	146	△329
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)		46.61	110.94	36.71	△82.58
総 資 産(百万円)		27,730	26,119	27,237	26,524
純 資 産(百万円)		11,306	11,012	11,830	11,528

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第103期の期首から適用しており、第103期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(4)対処すべき課題

当社グループは、お客様の生活美の創造を実現するために、時代の変化に合わせた商品・サービスを提供し続けることを目指して、「成長と変革に向けての新たな挑戦」を掲げて、既存事業の黒字化と新規事業の立ち上げ、上記事業を支える組織体制を変更して、2022年4月より新中期経営計画期間のスタートを切りました。①消費者へのダイレクト提案、②成長拡大路線への回帰、③全営業部門の黒字化、④効率経営の実践と生産性の向上、⑤コア事業の強靱化と新規事業開発の促進を5つの基本方針として、攻めと守りのメリハリをきかせた全社ポートフォリオの変革と事業単位の最適化を図り、事業部横断型の新規事業部門を設立することで全社的な取組みとしての新事業領域の開発を推進して事業規模の縮小に歯止めをかけ、1株当たり年間配当額30円をベースとした継続的な株主還元の実施を目指してまいります。

既存事業につきましては、和装事業は催事に依存したビジネスモデルからの脱却と改革を図るべく、不採算催事、不採算取組得意先からの撤退、縮小を継続していくと共に、消費者ダイレクト販売の強化、組織再編による加工サービス部門の拡大によって事業構造の変革と収益の黒字化を目指してまいります。洋装事業におけるアパレル事業は、生産背景の整備を進め、素材開発力、提案力を強化して、規模は小さくとも価値のある事業としてのポジションを確立して収益の黒字化を目指してまいります。ユニフォーム事業では、既存事業におきましては直需販売の拡大、ワーキング・サービスウエアの拡大、レンタルの拡大に注力しながら、新規事業の創出として環境対応事業やEC販売・コンサル事業を推進し、卸売りからの脱却を図りながらコア事業として高収益体制の維持に努めてまいります。健康・生活事業はコア事業の基盤強化と新たな成長事業の創出を目指し、新規事業の構築と直販事業の拡大、競争優位性の高い商品開発による利益率の向上に加え、在庫適正化、経費の効率化による経営効率の向上を図ってまいります。ホームファニッシング事業は米国ラルフ ローレン社認定のグローバル・マニュファクチャリング・パートナーとして国内販売の製品供給にとどまらず世界中のラルフ ローレン社のマーケットへ日本製品を輸出できるよう努めてまいります。

既存事業の全営業部門の黒字化に向けて中規模事業を集約した組織のスリム化と新規事業部設立による事業部横断の推進を狙いとした組織再編を実施して施策に取組むと共に、営業キャッシュ・フローを重視した事業運営により、一層の財務戦略の強化も引き続き図ってまいります。

ESG対応につきましては、サステナビリティ基本方針にてその視点を取り入れたマテリアリティ（重要課題）を特定しており、経営理念、環境方針の基本理念・行動方針、行動規範に基づき、具体策に取組んでいくことで、全てのステークホルダーに誠実・公正に対応し、事業活動を行うことにより、持続可能な社会の構築に積極的に役割を果たすと共に、企業価値の向上と持続的な成長を目指してまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント (2022年3月31日現在)

当社グループは、主として各種繊維製品の企画・製造を行い、全国の百貨店、小売専門店、量販店などに対して販売することを事業内容としております。

事業別	主要営業品目
和装	振袖、留袖、訪問着、小紋、紬、帯、祝着、ゆかた、毛皮・皮革製品、装身具、宝石、貴金属等
洋装	婦人服、婦人セーター・ブラウス、紳士服、紳士セーター、カジュアルウエア、ユニフォーム、販促用商品、子供・婦人服地、ホームファブリック等
ホームファニシング	タオル、ホームファニシング等
健康・生活	健康・環境分野の生活関連機器等
建物の賃貸	建物の賃貸

(6) 企業集団の主要拠点等及び使用人の状況

① 企業集団の主要拠点等 (2022年3月31日現在)

名称		所在地		
株式会社ツカモトコーポレーション		東京都	中央区	日本橋本町一丁目6番5号
事業部	ファッション事業本部	東京都	中央区	日本橋本町一丁目6番5号
	ユニフォーム部	東京都	中央区	日本橋本町一丁目6番5号
	アパレル部	東京都	中央区	日本橋本町一丁目6番5号
	エイム事業部	東京都	中央区	日本橋本町一丁目6番5号
	ラルフローレン事業部	東京都	千代田区	九段南二丁目3番14号
子会社	ツカモト市田株式会社	東京都	中央区	日本橋本町一丁目6番5号
	京都店	京都市	上京区	一観音町428
	株式会社しるくらんど	栃木県	真岡市	田町2241

② 企業集団の使用人の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
236 (166) 名	17名減

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外部への出向者は除く)であり、臨時

従業員数(臨時販売員、アルバイト等)は()内に期中平均人員を外数で記載しております。

(7)重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
	百万円	%	
ツカモト市田株式会社	95	100.00	和 装 織 維 品 卸 売 業
株式会社しるくらんど	55	100.00	縫 製 加 工 業

(8)主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,044
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,596
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,084
西 武 信 用 金 庫	800
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	650
農 林 中 央 金 庫	520
株 式 会 社 常 陽 銀 行	500
株 式 会 社 横 浜 銀 行	200
株 式 会 社 南 都 銀 行	100

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況(2022年3月31日現在)

①発行可能株式総数	7,938,000株
②発行済株式の総数 (自己株式 69,174株を除く)	4,000,573株
③当事業年度末の株主数	7,114名

(2) 大株主(2022年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	336	8.40
フリージア・マクロス株式会社	335	8.39
明治安田生命保険相互会社	200	5.00
株式会社三菱UFJ銀行	170	4.27
ツカモト共栄会	138	3.47
株式会社レンティック	124	3.12
株式会社三井住友銀行	116	2.90
株式会社みずほ銀行	112	2.82
三菱UFJ信託銀行株式会社	100	2.52
東京海上日動火災保険株式会社	83	2.08

- (注) 1. 所有株式数の千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	百 瀬 二 郎	営業本部長	
代表取締役 専務取締役	田 中 文 人	本部長兼賃貸事業担当	
常務取締役	西 村 隆	営業副本部長 兼洋装事業担当	
常務取締役	齋 川 敏 明	ライフスタイル事業担当 兼エイム事業部長 兼新規事業準備室担当	
取 締 役	大 友 純		明治大学商学部教授 明治大学リバティアカデミー講師 柏Handクリニック院長
取 締 役	田 中 利 和		
常勤監査役	小野田 克 巳		
監 査 役	下 道 敏 実		税理士法人中央会計事務所代表社員 税理士
監 査 役	西 郷 正 実		日新火災海上保険株式会社顧問

- (注) 1. 取締役大友純氏及び田中利和氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
2. 監査役下道敏実氏及び西郷正実氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 監査役下道敏実氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役西郷正実氏はリスク管理、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験並びに深い見識を有しており、監査機能の発揮に相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役小野田克巳氏は2021年6月25日開催の第102回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
6. 監査役荒木保男氏は2021年6月25日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を

保険会社との間で締結し、被保険者が職務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により補填することとしております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者がその保険料の10%を負担しております。また、当該保険の契約期間は1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)を取締役会にて「役員報酬に関する内規細則」として定めており、その決定方法は社外役員を中心とする経営諮問委員会に諮問すると共に「取締役報酬及び評価」、「監査役報酬決定基準」により決定しております。

決定方針の内容の概要としては、短期インセンティブとして貢献度加減算を、中長期インセンティブとして功労加算の仕組みを導入し、業績連動型報酬制度として運用しております。

取締役個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会は経営諮問委員会からの答申を尊重し、慎重に検討したうえ、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役報酬は、固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

ア. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針及び決定に関わる方針の権限を有する者及びその権限の内容と裁量の範囲

a. 氏名又は名称 : 取締役会

b. 権限の内容及び裁量の範囲

i. 基本方針、報酬体系及び報酬の種類別の算定方法の決定

ii. 株主総会において決定した報酬総額の範囲内での支給総額の決定

iii. 経営諮問委員会の意見を参考とした個別支給額の決定

イ. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針及び決定に関わる委員会

a. 委員会の名称 : 経営諮問委員会

b. 委員会の手続きの内容

代表取締役社長より基本方針、報酬体系及び算定方法等を経営諮問委員会に示し、委員会はこれらの内容について審議、評価を行い取締役会に意見として答申いたします。

c. 経営諮問委員会の構成

経営諮問委員会は、取締役会の決議によりその内容によって原則3名以上の社外役員で構成され、委員長は社外取締役が務めます。

同委員会の構成は次のとおりです。

役 職	氏 名	委員在任期間
社外取締役(委員長)	大 友 純	7年
社外取締役	田 中 利 和	3年
社外監査役	下 道 敏 実	4年
社外監査役	西 郷 正 実	3年

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第99回定時株主総会において取締役の報酬を年額240,000千円以内(うち社外取締役分は20,000千円以内)、監査役の報酬を年額60,000千円以内と決議しております。なお、取締役の報酬には使用人兼取締役の使用人分の給与は含まないものとしております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)、監査役は3名であります。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬の総額 (百万円)	報酬等の額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役	166	142	5	19	6
(うち社外取締役)	(12)	(12)	(-)	(-)	(2)
監査役	22	22	-	-	4
(うち社外監査役)	(8)	(8)	(-)	(-)	(2)
合 計	188	164	5	19	10
(うち社外役員)	(20)	(20)	(-)	(-)	(4)

(注)当社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 業績連動報酬等に関する事項

当社の役員報酬は基本報酬と業績連動報酬により構成されており、基本報酬に関しては経営諮問委員会に諮問すると共に、「役員報酬に関する内規細則」に則り当社取締役会にて決定しております。また、業績連動報酬は社外取締役を除く取締役のみを対象としております。企業の財務状態を見るうえで、重要な指標である経常利益を用いて、担当部門の実績に応じて7段階で評価され基本報酬の15%増から10%減まで評価されます。これを経営諮問委員会より答申を受け、当社取締役会にて最終決定しております。

当事業年度を含む経常利益の推移は22頁「1. (3)企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

⑤ 非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬制度の導入

2021年6月25日開催の第102回定時株主総会の決議により、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主のみならずとの価値共有を進めることを目的に、当連結会計年度より対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

(4)社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

氏名	兼任の職務	兼職先	当社との関係
大友 純	商学部教授 リバティアカデミー講師	明治大学	特別の関係はありません。
田中 利和	院長	柏 Handクリニック	特別の関係はありません。
下道 敏実	代表社員	税理士法人中央会計事務所	特別の関係はありません。
西郷 正実	顧問	日新火災海上保険株式会社	特別の関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	大友 純	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回の全てに出席し、必要に応じ、マーケティング論の専門的見地から、主に営業活動に関する発言を行っております。また、上記のほか、経営諮問委員会の委員長を務め、当該事業年度開催の当該委員会の全て(2回)に出席するなど、その検討プロセスにおいて主導的な役割を果たしていただき、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めていただきました。これらにより、社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外取締役	田中 利和	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回の全てに出席し、主に医学博士の見地から、必要に応じ健康・環境分野への発言を行っており、当社の健康・環境関連商品に関し専門家としてのご助言もいただいております。また、経営諮問委員会の委員として、当該事業年度開催の当該委員会の全て(2回)に出席するなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めていただきました。これらにより、社外取締役として期待される役割を果たしております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	下 道 敏 実	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回の全てに、また、監査役会には12回中12回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から財務報告に関する発言を行っております。これらにより、社外監査役として期待される役割を果たしております。
社外監査役	西 郷 正 実	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回の全てに、また、監査役会には12回中12回の全てに出席し、必要に応じ、主にリスク管理とコンプライアンスに関する発言を行っております。これらにより、社外監査役として期待される役割を果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
新創監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	32百万円
②	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区別しておりませんので、上記①の額にはこれらの合計値を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、また、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を取締役会で定めており、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行っております。

(1)業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

経営理念を明文化し、ウェブサイト等で公表しているほか、取締役の使命の遂行と企業統治の徹底のために「役員規範」として取締役の行動規範を定めている。また、「グループ行動規範」に反社会的勢力との関係遮断の方針を明記し、日頃の業務運営の指針とする。

② 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行、意思決定に係る情報を文書で保存し、それらの文書の保存期間及びその他の管理体制については、当社の規則等による。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社代表取締役社長（以下「代表取締役社長」と呼ぶ。）を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理の体制を整えると共に、「リスク管理規程」に則りながらグループ全体に係る計画を策定する。

イ. コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、品質などに係るリスクについては、それぞれの対応部署とリスク管理委員会にて必要に応じ規則、ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布を行う。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

以下の内部統制システムを用いて事業推進に伴うリスクを継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保する。

ア. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常務会を毎月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び取締役会の付議事項を除く経営全般事項に係る意思決定を機動的に行う。また四半期に一度、代表取締役社長以下全取締役と各社社長・役員及び関係部門長をメンバーとする会議を設け、グループ経営方針や四半期実績・業績の見込み及び重要連絡事項の確認と共有化を図る。

イ. 内部統制委員会のワーキンググループとして、本部担当取締役を長とする内部統制部会を設置し、具体的な内部統制構築の作業、確認を行い、適宜にリスク管理委員会等に報告を行う。

ウ. 本部に内部統制担当を設置し内部統制構築・運用の総括を行うほか、内部統制部会の事務局を担う。

エ. 内部監査を担当する組織として代表取締役社長の直属に監査室を設置、監査室は監査方針、監査計画、監査結果を常務会、監査役、会計監査人に報告する。

オ. 監査役は会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査報告について事前に報告を受け、監査過程及び結果も適宜報告を受ける。

- カ. 本部人事課及び内部統制担当によりコンプライアンス、グループ行動規範にかかる従業員教育を行う。
- キ. 内部通報に関する規程に基づき社内通報システムの運用を行う。
- ⑤ 企業集団の業務の適正を確保する体制
前記効率性、適合性の内部統制システム参照
- ア. 当社グループの重要案件については、関係会社権限規程の定めにより報告、議決を行い決定する。
- イ. 当社グループの経営についてはその自主性を尊重しつつ、四半期に1度の会議で事業経営の進捗状況の確認と情報交換を行う。
- ⑥ 監査役の補助使用人に関する体制
監査室に補助任務を命ずるほか、その職務の必要に応じて適切な補助者の任命を取締役に求めることができる。また、「監査役会事務局」を設置する。
- ⑦ 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助使用人はその任務について取締役又は使用人のライン上司からの指示・命令を受けない。「監査役補助使用人」に関する人事異動、組織変更、人事考課等の決定は監査役の事前承認を必要とする。
- ⑧ 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制
取締役が報告すべき事項
ア. 当社グループに影響を及ぼす重要事項に関する決定
イ. 当社グループの業績状況
ウ. 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは当該事実に関する事項
使用人が報告すべき事項
内部統制部門に所属する責任者の内部監査実施状況又は業務遂行状況
その他
監査役は、職務遂行に必要と判断したときはいつでも取締役又は使用人に報告を求めることができる。
- ⑨ その他監査役の監査の実効性を確保する体制
本部総務部及び経理部は監査役の事務を補助すると共に必要な協力をを行う。
- (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況
当社グループでは、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。
- 当社グループでは、リスク管理委員会を半期ごとに開催し、「リスク管理規程」に則りコンプライアンス、情報セキュリティ、災害、品質などに係るリスクについて審議・検討を実施いたしました。
- 当社の取締役会は毎月開催しており、重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役会の機能を強化し経営効率の向上を図るために常務会を毎月2回開催し、経営全般事項に係る意思決定を機動的に行いました。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その主な内容は次のとおりであります。

(1)基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主のみなさまの決定に委ねられるべきだと考えています。

一方で、当社は、株主のみなさまをはじめ、お客様、お取引先様及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、衣類を核とした事業領域で当社が長年培った「信頼ある製品」「ブランド」「提案力」に対する信用こそが強みであり、これらを維持し促進することが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えます。

大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、あるいは当社に固有の企業価値の源泉を十分に理解していないため、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう可能性があるものや、その態様から大規模買付行為に応じることを株主のみなさまに強要するおそれのあるものが含まれる可能性があります。

そこで、当社取締役会は、株主や投資家のみなさまが買付者による大規模買付行為を評価する際、買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に提供されることが極めて重要になるものと考えております。また、付託された者の責務として、株主のみなさまのために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2)基本方針の実現に資する特別な取組みについて

企業価値向上への取組み

当社の経営理念

当社は、経営理念として“社訓”及び“私たちの信条（Credo）”を掲げております。

《社訓》

道義を重んじる

共存同栄を旨とする

自立し協力する

社訓は永遠に変わらないツカモトグループの根本理念を表しています。

“道義”と“共存同栄”は創業時からの不滅の哲学・精神であります。

“道義を重んじる”とは、ただ法律を守るだけでなく、人として商売人として行うべき正しい道、倫理観を大切にすることであり、“共存同栄を旨とする”とは、お取引先様との関係のみならず、時代や環境の変化に応じてどう共存同栄するかであります。近江商人の「三方よし」にもつながる考え方であり、現在はまさに地域や社会との共存同栄も重要であります。また、“自立し協力する”は、事業体それぞれが切磋琢磨し競い合いな

がらも協力すべき時は協力して全社一体感を醸成していくものであります。

《 私たちの信条 (Credo) 》

ツカモトグループは、
培った商人魂とフロンティア精神のもと、
美しさと快適を求める生活者に応え、
和文化の継承と流通革新の進展のため、前進する。

私たちの信条(Credo)は、文字とおり、クレド(Credo=信条・信念)として中長期的視野に立ったツカモトグループのあるべき姿、共通認識と決意を表しています。創業から210年、その中で培ってきた商人魂とフロンティア精神をこれからも活かして、和装、洋装のみならずライフスタイル全般を通してお客様に美しく快適な生活空間を提案し、和文化の継承と流通革新の進展に寄与することを使命とします。

その経営理念を元に、我々のあるべき姿を表したのがツカモトグループの企業スローガン「美しい生活がいい Amenity & Beauty Company」の言葉です。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記(1)「基本方針の内容」のとおり、特定の者による当社株式等の大規模買付行為に対しては、何らかの対応が必要と考えますが、上場会社である以上、大規模買付行為を行おうとする者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付行為を行おうとする者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、株主のみなさまのご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、大規模買付行為を行おうとする者の中には、その目的等から企業価値、株主共同の利益を損なう懸念のある場合もあります。

従いまして当社は、株主のみなさまに対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考え、2021年1月開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、いわゆる事前警告型の買収防衛策として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)を導入いたしました。本プランは、当社取締役会の決議により導入したのですが、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、後述のとおり経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める株主意思の原則を充足しております。

(4)本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、条件を満たす場合には当社が対抗措置を取ることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいて当社取締役会は、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、会社の経営事項を理解できる者が、株主や投資家のみなさまには入手困難な企業秘密等の情報を入手したうえで買収提案等を評価するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)を設置し、その勧告を最大限尊重すると共に、株主や投資家のみなさまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本プランは2021年1月20日開催の取締役会において導入を決議し、2021年6月25日開催の第102回定時株主総会において議案としてお諮りさせていただき、株主のみなさまにご承認いただきました。本プランの有効期限は当該承認決議の時から2024年6月開催予定の定時株主総会の時までとさせていただきます。

(5)本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえており、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記(1)「基本方針の内容」に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまがご判断し、あるいは当社取締役会が提示した代替案を株主のみなさまに周知する機会を確保し、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 事前開示・株主意思の原則

当社は、当社取締役会において決議された本プランを、株主のみなさまの予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するために、その目的、具体的な内容、効果などについて事前に開示させていただきます。また、上記(4)「本プランの概要」に記載したとおり、本プランの有効期間は2024年定時株主総会終結時までであり、株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主のみなさまのご意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

ア. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記(4)「本プランの概要」に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付

等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家のみなさまに情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

イ. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ウ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

従いまして本プランは、上記の内容を踏まえた高度の合理性を有する公正性・客観性が担保され、株主共同の利益が確保されたプランであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

※ 本事業報告に記載の金額、株式数については、表示桁単位未満の端数がある場合、これを切捨てております。比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,378,968	流 動 負 債	10,029,674
現金及び預金	1,827,762	支払手形及び買掛金	1,510,523
受取手形及び売掛金	2,502,462	電子記録債務	1,087,431
電子記録債権	25,097	短期借入金	5,064,000
棚卸資産	2,239,293	1年内返済予定の長期借入金	1,500,000
その他	784,672	リース債務	41,130
貸倒引当金	△ 320	未払法人税等	46,849
固 定 資 産	19,145,105	未払消費税等	81,753
有形固定資産	13,106,887	ライセンス契約終了損失引当金	132,500
建物及び構築物	2,374,638	その他	565,485
土地	10,562,576	固 定 負 債	4,965,870
リース資産	6,032	長期借入金	1,930,000
その他	163,640	リース債務	17,081
無形固定資産	73,731	繰延税金負債	2,089,341
リース資産	30,985	再評価に係る繰延税金負債	12,660
その他	42,746	退職給付に係る負債	202,636
投資その他の資産	5,964,486	資産除去債務	10,085
投資有価証券	3,774,796	その他	704,063
出資金	1,500,115	負 債 合 計	14,995,545
退職給付に係る資産	616,916	純 資 産 の 部	
その他	208,160	株 主 資 本	10,318,950
貸倒引当金	△135,501	資本金	2,829,844
		資本剰余金	707,461
		利益剰余金	6,864,794
		自己株式	△83,150
		その他の包括利益累計額	1,209,578
		その他有価証券評価差額金	1,088,745
		繰延ヘッジ損益	525
		土地再評価差額金	9,152
		退職給付に係る調整累計額	111,154
		純 資 産 合 計	11,528,528
資 産 合 計	26,524,073	負債・純資産合計	26,524,073

連結損益計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,658,928
売上原価	10,382,191
売上総利益	5,276,736
販売費及び一般管理費	5,047,401
営業利益	229,335
営業外収益	
受取利息	2,880
受取配当金	164,430
保険配当金	6,763
その他	15,105
営業外費用	
支払利息	104,803
売却損	3,262
替差損	7,247
その他	2,489
経常利益	300,710
特別利益	
雇用調整助成金	37,093
特別損失	
組織再編関連費用	8,864
新型コロナウイルス感染症による損失	32,813
ライセンス契約終了による損失	449,204
貸倒引当金繰入額	133,000
税金等調整前当期純損失	286,079
法人税、住民税及び事業税	27,242
法人税等調整額	16,592
当期純損失	329,914
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純損失	329,914

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式
当 期 首 残 高	2,829,844	709,243	7,315,733	△105,390
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△119,459	
親会社株主に帰属する当期純損失			△329,914	
自 己 株 式 の 取 得				△549
自 己 株 式 の 処 分		10		84
譲渡制限付株式報酬		△1,792	△1,564	22,706
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	△1,782	△450,938	22,240
当 期 末 残 高	2,829,844	707,461	6,864,794	△83,150

項 目	株 主 資 本	その他の包括利益累計額		
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金
当 期 首 残 高	10,749,431	927,569	2,956	9,152
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△119,459			
親会社株主に帰属する当期純損失	△329,914			
自 己 株 式 の 取 得	△549			
自 己 株 式 の 処 分	94			
譲渡制限付株式報酬	19,348			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		161,175	△2,431	-
当 期 変 動 額 合 計	△430,481	161,175	△2,431	-
当 期 末 残 高	10,318,950	1,088,745	525	9,152

項 目	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	2,381	139,176	1,081,237	11,830,669
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△119,459
親会社株主に帰属する当期純損失				△329,914
自 己 株 式 の 取 得				△549
自 己 株 式 の 処 分				94
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬				19,348
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△2,381	△28,022	128,340	128,340
当 期 変 動 額 合 計	△2,381	△28,022	128,340	△302,140
当 期 末 残 高	-	111,154	1,209,578	11,528,528

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ツカモトコーポレーション
取締役会 御中

新創監査法人
東京都中央区
指 定 社 員 公認会計士 坂 下 貴 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松 原 寛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツカモトコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツカモトコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,697,969	流 動 負 債	9,809,897
現金及び預金	1,743,230	支払手形	150,938
受取手形	30,612	電子記録債権	1,087,431
電子記録債権	15,092	買掛金	1,166,366
売掛金	2,085,287	短期借入金	5,064,000
買掛金	30,143	1年内返済予定の長期借入金	1,500,000
リース債権	1,836,851	リース債務	41,130
商品	942	未払金	383,708
蔵品	14,911	未払費用	20,065
前払費用	558,723	未払法人税等	45,700
未収入金	217,194	未払消費税等	67,794
関係会社未収入金	165,160	前受金	8,895
その他金	△180	預り金	17,484
固 定 資 産	19,311,323	ライセンス契約終了損失引当金	132,500
有 形 固 定 資 産	13,125,053	その他	123,881
建物	2,373,958	固 定 負 債	4,765,249
構築物	679	長期借入金	1,930,000
器具備品	163,036	リース債務	17,081
土地	10,581,346	繰延税金負債	2,091,357
リース資産	6,032	再評価に係る繰延税金負債	12,660
無 形 固 定 資 産	72,974	資産除去債務	10,085
ソフトウェア	32,596	長期預り金	704,063
リース資産	30,985	負 債 合 計	14,575,146
その他	9,392	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	6,113,295	株 主 資 本	10,316,063
投資有価証券	3,774,796	資本金	2,829,844
関係会社株式	2	資本剰余金	707,461
出資	1,500,065	資本準備金	707,461
関係会社長期貸付金	815,000	利益剰余金	6,861,907
関係会社長期未収入金	163,362	その他利益剰余金	6,861,907
前払年金費用	303,344	繰越利益剰余金	6,861,907
敷金及び保証金	8,233	自己株式	△83,150
その他	197,857	評価・換算差額等	1,118,083
貸倒引当金	△649,365	その他有価証券評価差額金	1,088,870
		繰延ヘッジ損益	525
		土地再評価差額金	28,687
資 産 合 計	26,009,293	純 資 産 合 計	11,434,146
		負債・純資産合計	26,009,293

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

損益計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		14,588,344
営業原価		9,819,606
売上総利益		4,768,737
販売費及び一般管理費		4,328,034
営業利益		440,703
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	164,435	
その他の	18,343	182,778
営業外費用		
支払利息	102,918	
貸倒引当金繰入額	175,970	
その他の	12,690	291,579
経常利益		331,902
特別利益		
雇用調整助成金	16,316	16,316
特別損失		
組織再編関連費用	2,864	
新型コロナウイルス感染症による損失	13,435	
ライセンス契約終了による損失	449,204	
貸倒引当金繰入額	133,000	598,504
税引前当期純損失		250,285
法人税、住民税及び事業税	63,680	
法人税等調整額	16,592	80,273
当期純損失		330,559

株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,829,844	707,461	1,782	709,243
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			10	10
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬			△1,792	△1,792
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,782	△1,782
当 期 末 残 高	2,829,844	707,461	-	707,461

項目	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	7,313,491	7,313,491	△105,390	10,747,189
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△119,459	△119,459		△119,459
当 期 純 損 失	△330,559	△330,559		△330,559
自 己 株 式 の 取 得			△549	△549
自 己 株 式 の 処 分			84	94
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	△1,564	△1,564	22,706	19,348
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△451,583	△451,583	22,240	△431,125
当 期 末 残 高	6,861,907	6,861,907	△83,150	10,316,063

項目	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	927,694	2,956	28,687	959,338	11,706,527
当期変動額					
剰余金の配当					△119,459
当期純損失					△330,559
自己株式の取得					△549
自己株式の処分					94
譲渡制限付株式報酬					19,348
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	161,175	△2,431	-	158,744	158,744
当期変動額合計	161,175	△2,431	-	158,744	△272,381
当期末残高	1,088,870	525	28,687	1,118,083	11,434,146

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ツカモトコーポレーション
取締役会 御中

新創監査法人
東京都中央区
指定社員 公認会計士 坂下 貴之
業務執行社員
指定社員 公認会計士 松原 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツカモトコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

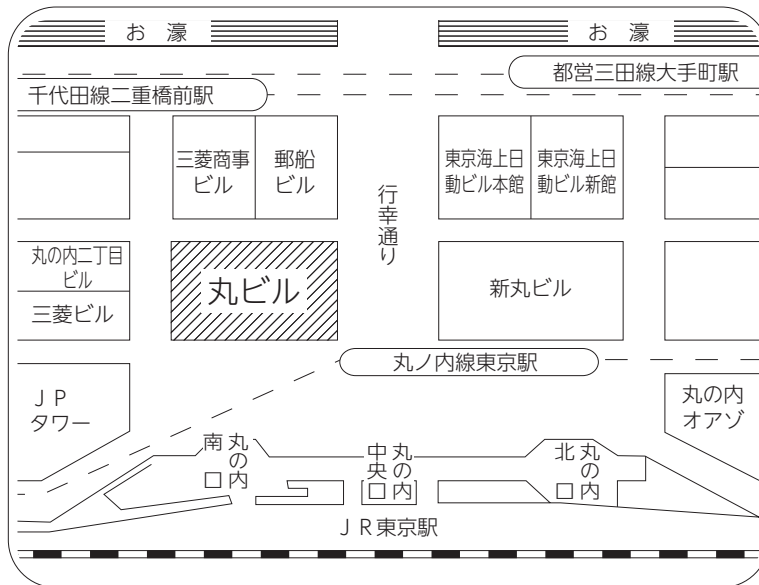
株式会社ツカモトコーポレーション 監査役会

常勤監査役 小野田 克 巳
社外監査役 下 道 敏 実
社外監査役 西 郷 正 実

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸ビル8階
丸ビル コンファレンススクエア Room 4



※会場：丸ビル8階

1階、B1階よりエレベーターにて7階にお上がりください。
7階よりは、らせん階段にて8階にお進みください。

●交通のご案内

JR 東京駅

東京メトロ丸ノ内線 東京駅

東京メトロ千代田線 二重橋前駅

都営三田線 大手町駅

地下道より直結 徒歩約1分

地下道より直結 徒歩約1分

7番出口より 徒歩約2分

D1出口より 徒歩約3分

※会場での駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承くださいませ
すようお願い申し上げます。

※今後の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsukamoto.co.jp>) に掲載いたします。

